

ISIC 等における分類基準の考え方と分類の具体例

1. ISIC（国際標準産業分類）第4版（抜粋）

(1) 分類基準の基本的な考え方は以下の通りである。なお、以下は仮訳である。

第1部 序論

第I章 概要

原則、定義、分類ルール

7. 分類の各レベルに設けられているカテゴリーはすべて相互に独立した存在である。

ISICの初版から第4版まで、これらのカテゴリーを定義し、その範囲を決めるために採用された原則や基準は変わっておらず、財、サービス及び生産要素に関するインプット；生産プロセスと技術；アウトプットの特徴；アウトプットの用途に基づいている。これらの基準に関して類似している経済活動は、ISICのカテゴリーの中で同一グループに分類されてきた。ISICの最も細かいレベルの分類では、特にサービス関連の細分類に関して、個々の細分類を定義する場合に、生産プロセスや技術が重要視されてきた。より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が、分析に役立つカテゴリーを形成するために重要だと考えられている。多様な分析目的に応えるためには、また長期にわたる継続性を確保するためには、これらの基準を厳格に適用することが有用であるとは証明されていない。分類作業において、これらの基準のそれぞれに適用されるウェイトは、今後、変化し続けると考えられる。さらに、大部分の国での経済生産組織や分類の安定性確保の必要性など、実用面で考慮すべき問題が、ISICの各レベルのカテゴリーの定義方法に影響を与えてきたファクターである。

第1部 序論

第Ⅱ章 分類の基本原則

A 分類の目的と性格

1. 一般的考察：22. ～27.
2. 分類の範囲：28. ～29.
3. 他の種類の分類と差異：30. ～37.

B 分類を構築する上での原則

38. (前略) 通常、活動分類においては、詳細レベルの分類の基準として、実際の生産プロセスにおける類似性を考慮することが不可避であるが、一方、上位レベルの分類の場合には、生産プロセスの類似性はほとんど問題とならない。
39. ISICは、経済活動における類似性に基づき、生産単位を詳細な産業分類にグループ分けするための、生産志向あるいは供給ベースのコンセプト上の枠組みであるが、インプット、生産プロセスと生産技術、アウトプットの特徴、そのアウトプットの用途についても考慮されている。これらの基準に対して割り当てられるウェイトは、分類のカテゴリーや分類のレベルによって異なることが多い。(後略)
40. 一般的に、ISIC第4版では、首尾一貫性を高めることができるアプローチの採用を試みた。すなわち、最も詳細レベルでのカテゴリーを定義するために生産プロセスを使用するというアプローチである。(中略)しかし、その他の多くのケースにおいては、継続性、すなわち、ISICのこれまでの版との比較可能性をこの種のルールの一貫した適用という観点からなされる分類の変更より優先すべきと思われる。
41. さらに、食品製造、機械及び機器の製造、あるいはサービス産業など多くの事例においては、複数の活動の様々な面が相互に複雑に関係し合っているために、基準にウェイトを割り当てる必要性や、生産技術にウェイトを限定する必要性が発生しない。

42. ～45. : 略

C 分類の構成及びコード化システム

46. ～54. : 略

(2) ISIC の記載例

① ISIC が「通信技術の差異」に着目して設定したと考えられる例

【ISIC】	【JSIC】
大分類 J 情報通信業 中分類 61 通信業 611 6110 有線通信業 612 6120 無線通信業 613 6130 衛星通信業 619 6190 その他の通信業	大分類 G 情報通信業 中分類 37 通信業 371 固定電気通信業 3711 地域電気通信業（有線放送電話業を除く） 3712 長距離電気通信業 3713 有線放送電話業 3719 その他の固定電気通信業 372 3721 移動電気通信業 373 3731 電気通信に附帯するサービス業

② ISIC が「原材料の種類」に着目して設定したと考えられる例（1/2）

【ISIC】	【JSIC】
大分類 C 製造業 中分類 22 ゴム及びプラスチック製品製造業 221 ゴム製品製造業 2211 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業 2219 その他のゴム製品製造業 220 2220 プラスチック製品製造業	大分類 E 製造業 中分類 19 ゴム製品製造 1911 自動車タイヤ・チューブ製造業 1919 その他のタイヤ・チューブ製造業 1921 ゴム製履物・同附属品製造業 1922 プラスチック製履物・同附属品製造業 （以下、省略） 中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 1811 プラスチック板・棒製造業 1812 プラスチック管製造業 1813 プラスチック継手製造業 1814 プラスチック異形押出製品製造業 1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業 （以下、省略）

② ISIC が「原材料の種類」に着目して設定したと考えられる例 (2/2)

【ISIC】	【JSIC】
大分類C 製造業 中分類24 第一次金属製造業 241 2410 第一次鉄鋼製造業 242 2420 第一次貴金属・その他非鉄金属製造業 243 金属鑄造業 2431 鉄鋼鑄造業 2432 非鉄金属鑄造業	大分類E 製造業 中分類22 鉄鋼業 221 製鉄業 2211 高炉による製鉄業 2212 高炉によらない製鉄業 2213 フェロアロイ製造業 222 製鋼・製鋼圧延業 223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） 224 表面処理鋼材製造業 225 鉄素形材製造業 229 その他の鉄鋼業 中分類23 非鉄金属製造業 231 非鉄金属第1次製錬・精製業 232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む） 234 電線・ケーブル製造業 235 非鉄金属素形材製造業 造品製造業 239 その他の非鉄金属製造業

③ ISIC が「生産物の用途の類似性」に着目して設定したと考えられる例 (1/3)

【ISIC】	【JSIC】
大分類C 製造業 中分類28 他に分類されない機械器具製造業 2821 農業及び林業用機械製造業 2822 金属成形機械及び工作機械製造業 2823 冶金用機械製造業 2824 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業 2825 食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業 2826 繊維、衣服及び皮革製造機械製造業 2829 その他の特殊産業用機械製造業	大分類E 製造業 中分類26 生産用機械器具製造業 261 農業用機械製造業（農業用器具を除く） 262 建設機械・鉱山機械製造業 263 繊維機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 2641 食品機械・同装置製造業 2642 木材加工機械製造業 （以下、省略） 265 基材産業用機械製造業 266 金属加工機械製造業 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

③ ISIC が「生産物の用途の類似性」に着目して設定したと考えられる例 (2/3)

【ISIC】	【JSIC】
大分類C 製造業 中分類 32 その他の製造業 321 宝石、装身具及び関連製品製造業 3211 宝石及び関連製品製造業 3212 模造宝石及び関連製品製造業 322 3220 楽器製造業 323 3230 スポーツ用品製造業 324 3240 ゲーム及び玩具製造業 325 3250 医療及び歯科用機器・備品製造業 329 3290 他に分類されないその他の製造業	大分類E 製造業 中分類 32 その他の製造業 321 貴金属・宝石製品製造業 3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエ リー）製品製造業 3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエ リー）附属品・同材料加工業 3219 その他の貴金属製品製造業 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品 製造業（貴金属・宝石製を除く） 323 時計・同部分品製造業 324 楽器製造業 325 がん具・運動用具製造業 329 他に分類されない製造業 中分類 27 業務用機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業

③ ISIC が「生産物の用途の類似性」に着目して設定したと考えられる例 (3/3)

【ISIC】	【JSIC】
大分類D 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 351 3510 発電・送電・配電業 352 3520 ガス製造業、導管によるガス燃料配給業 353 3530 蒸気及び空調供給業	大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業 中分類 33 電気業 3311 発電所 3312 変電所 中分類 34 ガス業 3411 ガス製造工場 3412 ガス供給所 中分類 35 熱供給業 中分類 36 水道業

2. NAICS（北米産業分類）2017

(1) 分類基準の基本的な考え方は以下の通りである。

序論（抜粋、仮訳）

[目的]

NAICSは、各事業所を、類似する生産プロセスに基づいてグループ分けする産業分類システムである。NAICSはすべての経済活動を網羅する包括的なシステムである。2017年のNAICS米国版は、20の大分類が設けられ、1,057種類の産業が網羅されている。

[コンセプトの枠組み]

NAICSは生産重視ないし供給サイドを基本とするコンセプトの枠組みに沿って構築されている。このコンセプトの枠組みは、財やサービスを生産する際に用いられるプロセスの類似性に基づいて、各事業所を該当する産業にグループ分けするものである。（以下、略。）

① NAICSが「生産技術の類似性」に着目して設定したと考えられる例（1/3）

【NAICS】	【JSIC】
112 畜産農業及び水産養殖	中分類01 農業
1121 牛飼育業	012 畜産農業
11211 肉用牛生産業（肥育を含む）	0121 酪農業
11212 酪農業・牛乳生産業	0122 肉用牛生産業
11213 兼用牛飼育業	0123 養豚業
1125 水産養殖	0124 養鶏業
11251 水産養殖	0125 畜産類似業
	0126 養蚕農業
	0129 その他の畜産農業
	中分類04 水産養殖業
	041 海面養殖業
	0411 魚類養殖業
	0412 貝類養殖業
	0413 藻類養殖業
	0414 真珠養殖業
	0415 種苗養殖業
	0419 その他の海面養殖業
	042 内水面養殖業
	0421 内水面養殖業

① NAICS が「生産技術の類似性」に着目して設定したと考えられる例 (2/3)

【NAICS】	【JSIC】
114 漁業・狩猟業・わなかけ業 1141 漁業 11411 漁業 114111 魚類漁業 114112 貝類漁業 114119 その他の海洋漁業 1142 狩猟業・わなかけ業 11421 狩猟業・わなかけ業 114210 狩猟業・わなかけ業	中分類03 漁業（水産養殖業を除く） 031 海面漁業 0311 底びき網漁業 0312 まき網漁業 0313 刺網漁業 0314 釣・はえ縄漁業 0315 定置網漁業 0316 地びき網・船びき網漁業 0317 採貝・採藻業 0318 捕鯨業 0319 その他の海面漁業 032 内水面漁業 0421 内水面養殖業 中分類02 林業 0299 その他の林業 （内容例示：狩猟業；わなかけ業等）

① NAICS が「生産技術の類似性」に着目して設定したと考えられる例 (3/3)

【NAICS】	【JSIC】
221 公益事業 2211 発電・送電・配電業 22111 発電業 221111 水力発電業 221112 化石燃料発電業 221113 原子力発電業 221114 太陽光発電業 221115 風力発電業 221116 地熱発電業 221117 バイオマス発電業 221118 その他の発電業 22112 送電・送電管理・配電業 221121 電気の大量送電管理業 221122 配電業	中分類33 電気業 331 電気業 3311 発電所 3312 変電所

② NAICS が「生産物の用途の類似性」に着目して設定したと考えられる例

【NAICS】	【JSIC】
3399 他に分類されないその他の製造業 33992 スポーツ・運動用品製造業 339920 スポーツ・運動用品製造業 33993 人形・玩具・ゲーム製造業 339930 人形・玩具・ゲーム製造業 33994 事務用品製造業（紙を除く） 339940 事務用品製造業（紙を除く） 33999 その他すべての他に分類されない製造業 339992 楽器製造業	中分類 32 その他の製造業 324 楽器製造業 3241 ピアノ製造業 3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業 325 がん具・運動用具製造業 3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く） 3252 人形製造業 3253 運動用具製造業 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業 3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く） 3269 その他の事務用品製造業

3. 参考 ～ NACE（欧州経済活動統計分類）第2版 ～

序論（抜粋、仮訳）

[NACEの作成に適用された基準]

39. いかなるレベルのものであれ、分類カテゴリーを定義しその輪郭を示すために使用される基準は、その分類の将来の用途やデータの入手可能性など、多くの要素に左右される。これらの基準は、分類のレベルごとに異なって適用される。：集計の詳細レベルに対する基準は、実際の生産プロセスにおける類似性を考慮するが、こうした生産プロセスへの考慮は分類のより高次の集計レベルに関してはほとんど意義がない。

[細分類の基準]

41. NACE 第2版は、国際標準産業分類(ISIC)第4版の内容を反映し、おおむね個々の細分類の定義において生産プロセスを重視している。このことは、財やサービスの生産に共通の工程があったり、類似する技術を使用している場合、その経済活動を1つにまとめることを意味する。

[小分類と中分類の基準]

44. 細分類とは異なり、生産活動で実際に使用される生産プロセスや生産技術は、分類が高次のレベルに進むにつれ、グループ分けの基準としての重要性が薄れていく。最も高次のレベル(大分類)においては、生産される財やサービスの一般的性質や国民経済計算や欧州経済計算など、統計における利用可能性が重要な要素になる。
45. NACE の小分類と中分類に適用される主要基準は、生産単位の以下の経済活動が関係する。
- ・生産される財やサービスの特徴
 - ・財とサービスの用途
 - ・インプット、生産プロセス、生産技術
46. 生産される財とサービスの特徴については、製品の物理的な構成と組立ての段階、その製品を使うニーズが考慮される。生産される財とサービスの性質の観点からNACEのカテゴリーを区分することは、消費される原材料と製品に対する需要源や市場との間の類似性や関連性に沿って生産単位をグループ分けするための基礎を提供する。
47. 上記の基準に対する比重の置き方は、カテゴリーごとに異なる。